

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡配偶者（以下「被災者」という。）は、○年から○年までの間の約1年間において、坑夫として粉じん作業に従事した。最終の粉じん事業場は、A会社B支店であった。
- 2 被災者は、○年○月○日付けで労働基準局長（現労働局長）からじん肺管理区分「管理2、PR1、合併症続発性気管支炎、療養要」の決定を受け、同年○月○日からC医療機関において療養を継続していたところ、○年○月○日、同医療機関にて死亡した。死亡診断書には、直接死因「じん肺症」、直接には死因に関係しないが直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等「じん肺症感染増悪」、その他特に付言すべきことがらに「非ホジキンリンパ腫治癒」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡はじん肺症が原因であり、業務上の事由であるとして監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁

(略)

#### 第4 争 点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、D医師作成の○年○月○日付け死亡診断書並びにD医師及びE医師作成の○年○月○日付け意見書を根拠に、被災者は、長年のじん肺症による肺構築の破壊を背景とした感染憎悪により、非心原性肺水腫（ARDS）を発症し、その後、播種性血管内凝固症候群（DIC）を併発して死亡したものであり、被災者の死亡はじん肺症が原因である旨主張しているもので、以下検討する。

(2) 被災者のじん肺の状態についてみると、被災者は○年○月○日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理2、合併症続発性気管支炎、療養要」と決定されているところ、被災者の死亡直前におけるじん肺及びその合併症の程度について、F医師は、○年○月○日付け意見書において、「管理2相当と判断される。」と述べ、G医師は、○年○月○日付け鑑定意見書において、「じん肺の程度はPR2/3、F(+)、管理3イ相当と判断する。」と述べているものの、「肺炎などの修飾を受け、粒状影が癒合傾向と線維化も加わった」としている。また、D医師及びE医師は、上記意見書において「じん肺として典型的」と述べるにとどまり、いずれにしても管理4相当の画像所見があるとの意見は認められない。

また、続発性気管支炎について、F医師は、上記意見書において、「○年○月○日より死亡時の○年○月○日までのC医療機関の診療録から判断すると、続発性気管支炎の急性増悪を起こした様子もうかがわれず、続発性気管支炎の程度については死亡直前までは安定していたと判断される。」と述べており、H医師も○年○月○日付け鑑定意見書において、「続発性気管支炎に関しては、継続するも比較的安定している。」と述べている。

さらに、肺機能の程度について、F医師、G医師及びH医師は、上記の意見書においていずれも「著しい肺機能障害は認められない」としており、被災者の死亡約3か月前にE医師が作成した〇年〇月〇日付け診断書においても、被災者の酸素分圧は83.6 Torr、炭酸ガス分圧は34.2 Torr、肺泡気動脈血酸素分圧較差は25.20 Torrと記載されている。

当審査会としても、X線写真、肺機能検査及びたんの検査結果等からみて、被災者のじん肺の程度は画像所見上管理区分4には至らず、また、被災者には著しい肺機能障害は認められないものであり、被災者の続発性気管支炎も安定していたと判断する。

(3) 被災者が死亡に至った原因について、D医師及びE医師は、上記意見書において、要旨、「じん肺症の長い罹病期間の間、正常な肺構築が破壊されており、感染増悪を繰り返し、被災者は死亡した。よって死亡原因は、じん肺症である。非ホジキンリンパ腫はI医療機関から再発なく良好であるとのコメントをいただいております、その後も再発はない。」と述べているところ、H医師は、上記鑑定意見書において、要旨、「非ホジキンリンパ腫のうち、びまん性大細胞型B細胞型の悪性度は強く、I医療機関の治療後に再発なく良好であることは考えにくい。〇年〇月以降には化学療法は実施していない。〇年以降の経過では、両側の肺炎や胸水が増強し、DICも併発して死亡している。胸水は治療反応性があることから悪性リンパ腫による病変と考えることが妥当である。さらにDICは、悪性リンパ腫を含め悪性腫瘍で併発しやすい。」と述べ、結論として「じん肺に関しては、特段の病態の進行を認めていない。よって、当該事例の死亡原因としてじん肺の医学的相当因果関係が存在するとは考えにくい。」と述べている。

(4) 当審査会において、改めて被災者が死亡に至った経過等について詳細に精査したが、被災者のじん肺及びその合併症の状態は上記(2)のとおりであり、また、胸水の増加の経緯も上記(3)後段のとおりであるほか、I医療機関は、〇年〇月〇日付けでE医師に対して、被災者の傷病名は「#1びまん性大細胞型B細胞性リンパ腫 #2じん肺症」であるとする診療情報提供書を作成している。

そうすると、当審査会としても、被災者が死亡に至った原因については、H医師の意見を妥当と思料し、決定書(略)理由に説示のとおり、被災者の死亡と

じん肺及びその合併症との間に相当因果関係は認められないと判断する。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。